

太陽光発電設備を設置された方へのお願い



住宅等の屋根に設置した太陽光発電設備も**固定資産税**の対象となる場合があります！

あなたの太陽光発電設備が固定資産税の対象となるかフローチャートで確認してください。



発電出力は10kw以上ですか？



はい

いいえ

固定資産税の対象となります。

償却資産申告書を提出してください。

固定資産税の対象ではありません。

償却資産申告書の提出は不要です。

※ただし、法人の所有や事業用設備は 10kw未満でも固定資産税の対象になります。

まだ申告されてない方へ

申告書の様式と申告の手引きは、京都地方税機構のホームページからダウンロードしていただくか、福知山市税務課に請求してください。

京都地方税機構 償却資産申告 **検索**



申告漏れなどが明らかになった場合、申告していただいた年度だけではなく、資産を取得された年の翌年度まで遡って課税することとなります。(地方税法第17条の5第5項の規定により、最長で5年分)

申告の方法等でご不明な点がございましたら、福知山市税務課までお問い合わせください。

課税・申告の対象となる機器

- ソーラーパネル(太陽光パネル)
- 架台レール ○接続ユニット
- パワーコンディショナー
- 表示ユニット・電力量計など
- 周囲フェンスなど

△注意！

家屋の屋根材としてソーラーパネルを使用している場合は、ソーラーパネル及びソーラーパネルのレールは家屋として評価するため、償却資産としての申告は不要です。

(他の機器については申告が必要です。)

ソーラーパネルが家屋として評価されているかどうかは、福知山市税務課までお問い合わせください。

税額計算例(取得価格300万円の太陽光発電設備のみ所有する場合)

○取得された翌年度から固定資産税がかかります。

課税標準額(評価額) × 税率(1.5%) = **固定資産税額**

ただし償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

	課税標準額(評価額)	固定資産税額(百円止)
1年目	2,808,000円	42,100円
2年目	2,451,000円	36,700円
3年目	2,140,000円	32,100円
4年目	1,868,000円	28,000円
5年目	1,631,000円	24,400円

お問い合わせ先
福知山市財務部税務課資産税係
電話 0773-24-7025(直通)